

氷 見 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 9 月

目 次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
5	対策の推進のための役割分担	9
6	行動計画の主要 6 項目	1 1
7	発生段階	2 0
III	各段階における対策	2 2
1	未発生期	2 3
2	海外発生期	2 6
3	県内未発生期	2 8
4	県内発生早期	3 2
5	県内感染期	3 6
6	小康期	4 1
	(別添) 特定接種の対象となり得る業種・職務について	4 3
	(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	5 0

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組みの経緯

平成17年	1) 国において、新型インフルエンザに係る対策について、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定 2) 富山県において、国の行動計画を踏まえ、「富山県新型インフルエンザ対策行動計画(暫定版)」を策定
平成21年	1) 新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行。 2) 我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計され、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であった。死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。 3) 本市において、A/H1N1の流行を踏まえ、「富山県新型インフルエンザ対策行動計画」との整合性を確保しつつ、「氷見市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定
平成24年	病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立(平成25年4月施行)
平成25年	1) 国は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成 2) 富山県においては、特措法第7条に基づき、政府行動計画を踏ま

	え、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を聴いた上で、「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成 ※県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を定め、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。
--	--

3 行動計画の作成

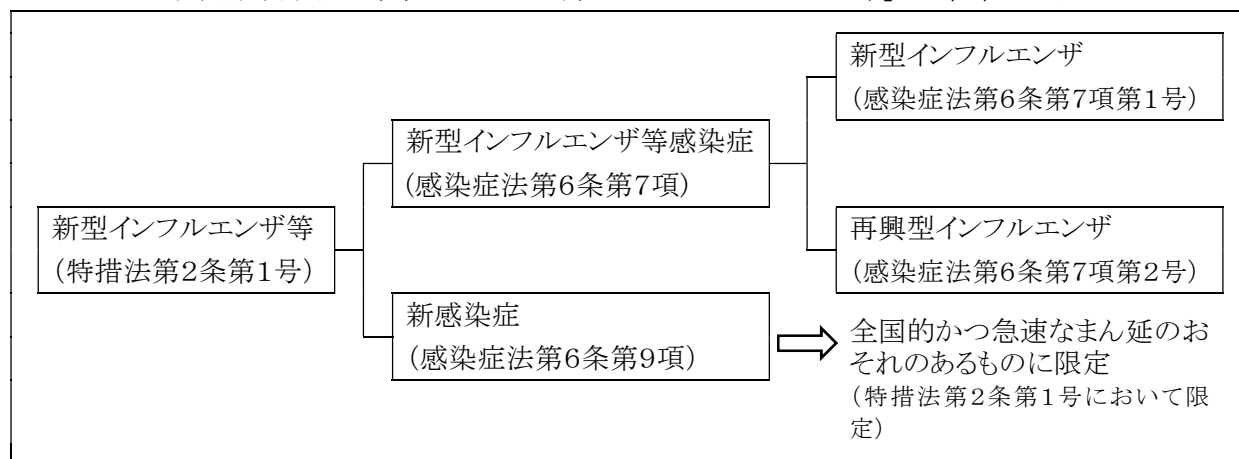
本市においては、特措法第8条の規定により、氷見市健康づくり推進協議会で意見を聴いた上で、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保しつつ、「氷見市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成した。

市行動計画は、氷見市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

市行動計画の対象となる「新型インフルエンザ等」の位置づけ



新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があることから、市行動計画も政府行動計画を見極めながら、適時見直しを行うこととする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内そして市内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

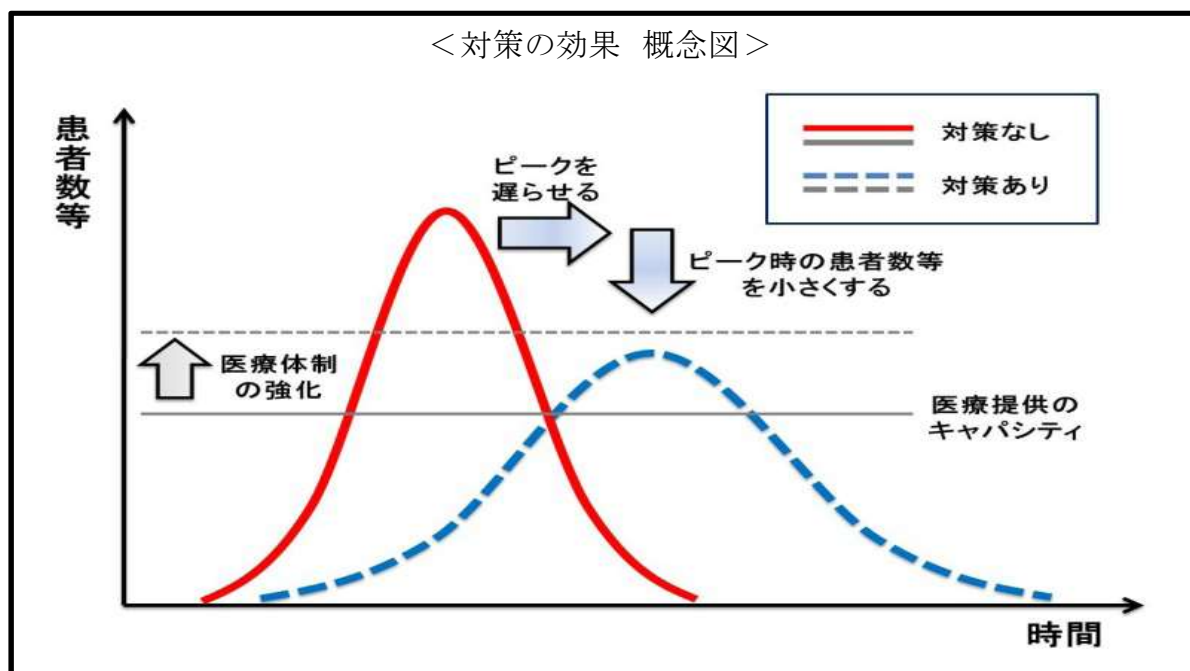
イ 流行のピーク時の患者数等になるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要とする患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減少させる。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 感染対策等を推進し、り患による欠勤者の数を減少させる。

イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになる。

そこで、市行動計画では、科学的知見も視野に入れながら、地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、「Ⅲ．各段階における対策」において発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性及び実行可能性のほか対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(1) 発生前の段階

発生前の段階では、市民に対する啓発や業務継続計画等の策定、市内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種するための体制の構築、新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握及び具体的な手続きの決定など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。

(2) 発生した段階

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じる必要がある。

(3) 発生当初など

国内外の発生当初等の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

県内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原体に応じては、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の実施に関し、必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。

また、新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対して、国の判断により、備蓄しているパンデミックワクチンが有効であればこれを接種し、感染拡大に備えることが必要である。

(4) 感染が拡大してきた段階

県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携しつつ、医療の確保や市民生活の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会的な緊張から様々な事態が生じることが想定されるため、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

事態によっては、地域の実情等に応じて、富山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療現場も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫が必要である。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策では、国、県、事業者等と相互に連携し、医療対応（ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬を含む。）に限らず、不要不急の外出自粛、施設の使用制限及び各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の対策を組み合わせる総合的に実施していく必要がある。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

このように、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄などの準備を行うことが必要である。

また、新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本であり、特にSARSのような新感染症が発生した場合には治療薬やワクチンが無い可能性が高いことから、公衆衛生対策の徹底がより重要となる。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時には、特措法その他の法令、市行動計画等に基づき、国、県、近隣の市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興業場等の使用制限等の要請などにより、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理の観点から、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効である場合等は、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得るので、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

氷見市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は必要に応じて県対策本部長に所要の総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合が考えられ、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画の策定に際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の約25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致死率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

(上限値)

医療機関を受診する患者数	日本全国における患者数		富山県における患者数		氷見市における患者数	
	2,500 万人		約 21.2 万人		約 10,000 人	
入院患者数	中等度 (致死率 0.53%)	重度 (致死率 2.0%)	中等度 (致死率 0.53%)	重度 (致死率 2.0%)	中等度 (致死率 0.53%)	重度 (致死率 2.0%)
	約 53 万人	約 200 万人	約 4,500 人	約 17,000 人	約 210 人	約 800 人
1日当たり最大 入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 10.1 万人	約 39.9 万人	約 850 人	約 3,400 人	約 40 人	約 160 人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 17 万人	約 64 万人	約 1,450 人	約 5,450 人	約 70 人	約 260 人

※ 全国、富山県の数字は、政府行動計画及び県行動計画から引用。氷見市の数値は、平成26年1月1日現在の氷見市住民基本台帳人口(51,335人)により試算。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

※ この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難である

が、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされた。これを踏まえ、今後、国において新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとされている。このため、感染対策については今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の約25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ ピーク時(約2週間¹⁾)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度²⁾と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者や、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される等、様々な影響が予想される。

¹⁾アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。

²⁾2009年に発生した新型インフルエンザ A(H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1%と推定

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、国、県、近隣の市町村及び関連機関等と連携した取組みが重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 富山県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、対策の中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、新型インフルエンザ等の発生前においては、県の行動計画を策定し、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくなど、発生に備えた準備を推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、本県の状況に応じて判断を行い、総合的な対策を強力に推進する。

加えて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 氷見市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国が示す基本的対処方針に基づき、県や近隣の市町村と緊密な連携を図りながら、的確に対策を実施する。

(4)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じ、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5)指定(地方)公共機関の役割

政府及び県が指定する指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6)登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7)一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8)市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 市行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、市行動計画は、具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)情報提供・共有」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)医療」、「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けることとし、各項目に含まれる内容は以下のとおりである。

(1)実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市は、国、県、近隣の市町村、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組みを行う。

新型インフルエンザ等発生前においては、「氷見市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市対策連絡会議」という。）の枠組みを通じ、関係部局間における認識の共有と連携を確保し、一体となった取組みを推進する。

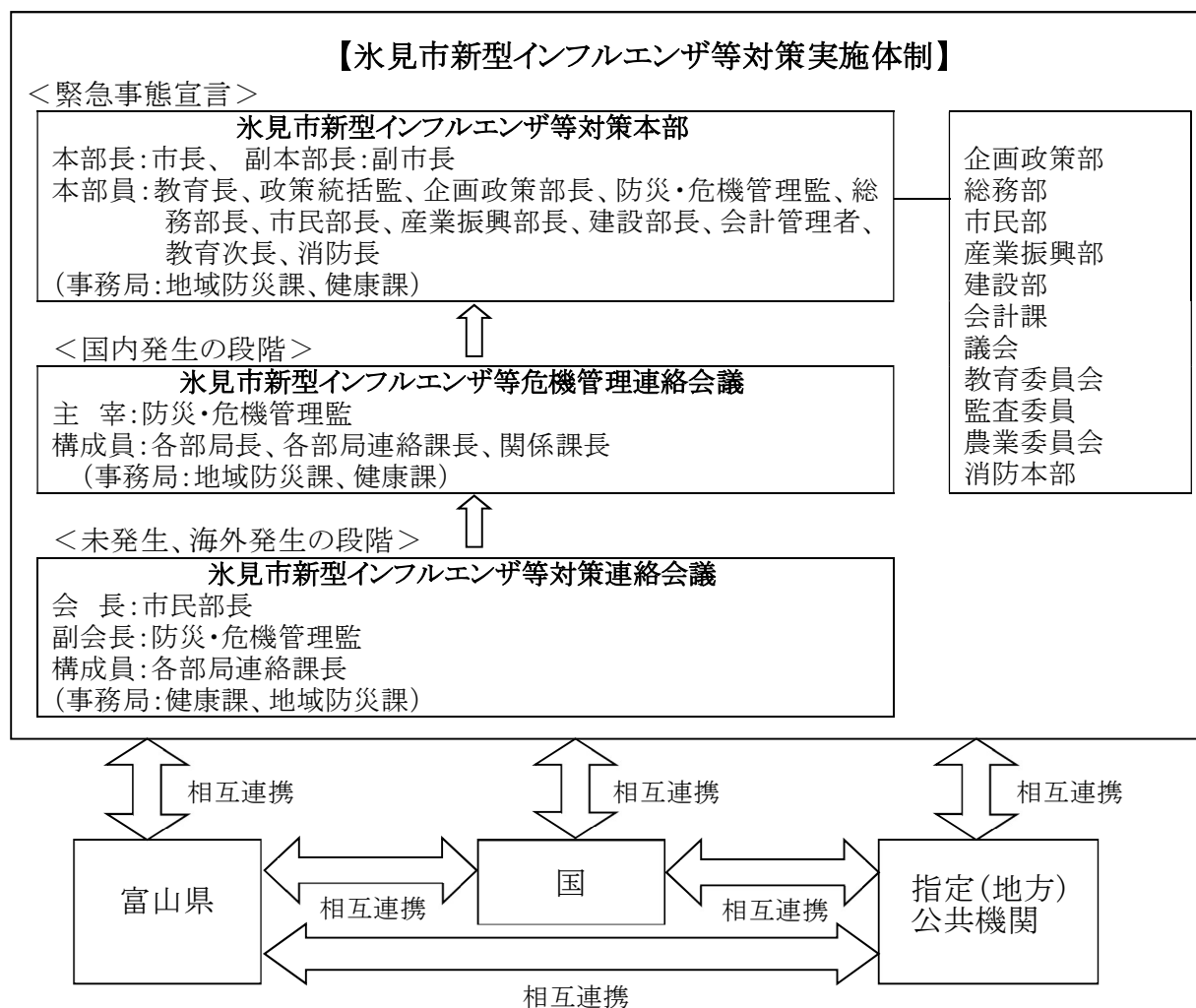
海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、必要に応じ市対策連絡会議を開催し、情報収集及び提供、国内・県内発生期に備えた対応策の確認を行う。

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、「氷見市新型インフルエンザ等危機管理連絡会議」（以下「危機管理連絡会議」という。）を設置し、流行に備え必要な措置を講じる。

また、政府によって、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに、市長を本部長とする「氷見市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国・県や関係機関及び関係団体との連携を図りつつ、全庁一体となった対策を強力に推進する。

本部長は、市対策本部に必要な応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、新型インフルエンザ等の発生前から、市行動計画作成等について、医学・公衆衛生学等を含む幅広い分野の専門家からの意見を聴く必要がある。



<各会議等の内容>

氷見市新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市民部長を会長とした「氷見市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を開催し、新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備等を行う。また、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部・県対策本部が設置された場合は、海外の発生状況に関する継続的な情報収集及び提供、国内・県内発生期に備えた対策や方針を検討する。

氷見市新型インフルエンザ等危機管理連絡会議

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、防災・危機管理監を主宰者として、「氷見市新型インフルエンザ等危機管理連絡会議」を設置し、適切な危機管理体制を確立するとともに各部局間の情報の共有・連携を図る。

氷見市新型インフルエンザ等対策本部

政府によって緊急事態宣言がされた場合は、発生した新型インフルエンザ等に対する総合的な対策を迅速かつ的確に推進することを目的に市長を本部長として「氷見市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、発生した新型インフルエンザ等に対する方針や対策等を決定し、実施する。

本部長は、市対策本部に必要な応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。

なお、「緊急事態解除宣言」がされた場合は、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとることが重要であるため、対策の全ての段階、分野において、相互のコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮しつつ、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

特に医師会などの医療関係団体、その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することを考慮する。

市民への情報提供の手段としては、テレビ、新聞等のマスメディアに加え、広報誌やホームページ・CATV等を活用する。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

オ 情報提供体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する必要がある。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の

不安等に応えるための説明手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

また、実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知することも重要である。

イ 主なまん延防止対策について

まん延防止を目的とした対策は、個人対策、地域対策・職場対策及び予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策、職場対策としては、個人における対策に加え、職場等において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策の徹底等をより強化して、実施するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ県により、不要不急の外出の自粛要請や、施設の使用制限の要請等が行われることから、その際には、市民への周知を図り、必要に応じて法的根拠等の説明を行い市民の理解を得るようにする。

(4) 予防接種(特定接種及び住民接種)

ア 予防接種の基本的な考え方

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象者や接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画において示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種の対象となり得る者

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

接種順位

新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- ① 医療関係者
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
 - ③ 指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
 - ④ それ以外の事業者
- の順とすることを基本としている。

特定接種に用いられるワクチン

国の判断により、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合は、パンデミックワクチンを用いることとなる。

接種体制

特定接種は、原則として集団的接種により実施する。

- ① 登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村が実施主体
- ※ 市職員等については、本市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

ウ 住民接種について

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行う。

住民接種については、政府行動計画に基づき以下の4つの群に分類し、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。特に、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

対象者の区分

- ① 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が接種順位を決定する。

ア) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

◆ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

◆ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

◆ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

イ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

◆ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

◆ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

ウ)重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることも重点を置く考え方

◆成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

◆高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

県は、医師会、医療機関等関係機関と連携を図りながら、これに協力する。

エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

オ 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示する。

(5)医療

ア 県の対策への協力

県等からの要請に応じ、次の対策等に適宜協力する。

〔医療に対する県の対策〕(富山県新型インフルエンザ等対策行動計画)

(ア)医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、厚生センター等を中心として、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について、十分な検討や情報収集を実施する。

(イ)発生前における医療体制の整備について

厚生センター等は、二次医療圏等の圏域を単位とし、医師会、薬剤師会、公的病院等地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や

公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報提供について迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診察のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来以外の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。

医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来以外の医療機関において診療することとなった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整備しておく。臨時の医療施設の確保について、2次医療圏ごとに設置される対策会議（仮称）等を活用し、あらかじめ話し合っておくことが重要である。また、在宅療養の支援体制を検討し整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償について

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請又は指示（以下「要請等」という。）することができる。

国及び県は、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供等の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の

遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬について

諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国において国民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄が行われることとされている。県では、国からの要請に基づき、備蓄を行うとともに、新型インフルエンザ患者発生時に抗インフルエンザウイルス薬が不足することがないように放出方法等の検討を進める。

また、不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対し国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあることから、今後、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、備蓄薬を追加・更新する際には、国の要請に基づき、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

イ 在宅療養患者への支援

県、医療機関、その他の関係機関、団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、本市においても、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にするため、国、県、医療機関、各事業者等と連携しながら、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

特に、新型インフルエンザ等の流行により、高齢者世帯、障害者世帯など、生活に支障を来すおそれがある世帯への生活支援(安否確認、介護、訪問診療、食事の提供等)は重要であり、発生前から生活支援について検討しておく必要がある。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品を適切に備蓄するなどの事前準備を呼びかけていく。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

しかしながら、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県レベルでの医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、富山県における発生段階を定めており、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が判断することとされている。

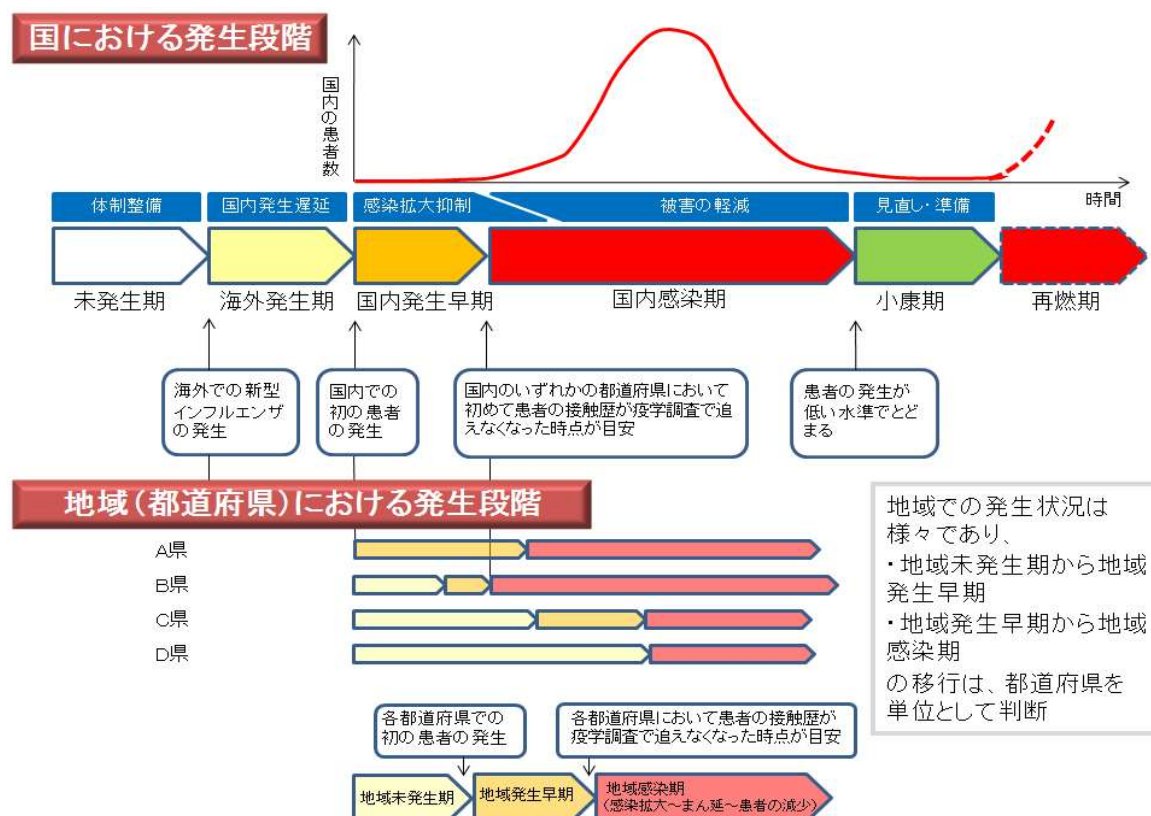
本市では、県に準じて発生段階を6つに分類し、市行動計画で定められた対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

＜発生段階＞

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜国及び県における発生段階＞



（参考）新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階とWHOにおけるパンデミックインフルエンザのフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ ^{＊)}
未発生期	フェーズ 1、2、3
海外発生期	フェーズ 4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

^{＊)} 2013年6月10日には、WHOの Pandemic Influenza Risk Management Interim Guidance(2013)では、Interpandemic phase, Alert phase, Pandemic phase, Transition phase の4つのフェーズが記載されている。

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

発生段階ごとの主な対策						
	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態	県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
目的	・体制の整備	・国内発生の遅延と早期発見 ・相談・医療体制の整備	・県（市）内発生に備えた体制の整備	・感染拡大を可能な限り抑える。 ・適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
(1) 実施体制	・市行動計画及び業務継続計画の策定 ・体制整備や訓練の実施	【政府及び県は対策本部を設置】	国の緊急事態宣言時は市新型インフルエンザ等対策本部を設置			・緊急事態宣言が解除された場合、市対策本部を廃止
(2) 情報提供・共有	ホームページ、広報ひみ、CATV等あらゆる媒体を活用した情報提供					
	・相談窓口の設置準備	新型インフルエンザ等相談窓口の設置（周知）				・相談窓口の縮小・終了
(3) 予防・まん延防止	基本的な感染予防対策の啓発					
			◆県の行う外出自粛、施設の使用制限等への協力			
(4) 予防接種	・予防接種体制の構築（特定接種・住民接種）	・特定接種の開始 ・住民接種の準備	住民接種の実施			
(5) 医療					・在宅療養患者等への支援 ◆県の行う臨時の医療施設の設置への協力	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	・要援護者への生活支援の検討・調整 ・火葬能力の把握		消費者としての適切な行動の呼びかけ ◆水の安定供給 ◆生活関連物資等の価格安定の要請			・緊急事態措置の縮小、中止
					◆要援護者への生活支援 ◆埋葬・火葬の特例、遺体一時保管場所の確保	
◆ 国の緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置						

※新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、発生時には必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期

状態	1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態 2) 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的	発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画及び業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

イ 体制の整備及び国・県等との連携強化

- ① 市における組織体制を整備・強化するために、市対策連絡会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた対策について協議する。
- ② 国、県、指定(地方)公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、広く市民に対し、継続的で分かりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、時期及び媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 常に情報の受取側の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に生かす体制を構築する。
- ④ 県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構

築する。さらに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

市民、学校及び事業者等に対し、マスク着用・咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、厚生センター等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な行動や新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の行動についての理解促進を図る。

② 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ① 国の要請を受け、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ② 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

- ① 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 円滑な予防接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするように努める。
- ③ 速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

ウ 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5)医療

県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し、対象者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。

イ 火葬能力等の把握

県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備等を行う。

2 海外発生期

状態	1)海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 2)国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 3)海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的	1)新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 2)市内発生に備えて、相談・医療体制の整備を行う。
対策の考え方	1)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2)国及び県と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3)国(市)内発生した場合に早期に発見できるよう、情報収集体制を強化する。 4)海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

(1)実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに市対策連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

国が決定する基本的対処方針及び県が決定する対策に基づき、市の対策を決定する。

国の基本的対処方針及び県の対策が変更された場合は、その対処方針等を踏まえ、必要な対策を実施する。

(2)情報提供・共有

ア 情報提供

海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等を市ホームページ・CATV等の媒体を活用し、分かりやすく、速やかに情報提供し、市民への注意喚起を行う。

イ 情報共有

国・県及び関係機関等との間でインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口等の設置

① 国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、国の作成したQ&A等を活用して適切な情報提供を行う。

- ② 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせを集約し、国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(3) 予防・まん延防止

市内でのまん延防止対策の準備

市民、学校、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう周知する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ① 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 国の要請を受け、全ての市民が速やかに接種できるよう、集団的接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備をする。

ウ 情報提供

国が提供するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的な情報提供を行う。

(5) 医療

県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

引き続き、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し、対象者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。

イ 遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 県内未発生期

状態	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
目的	県(市)内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 県(市)内発生に備え、原則として、県内発生早期に準じた対策を実施する。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 県(市)内発生に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1)実施体制

ア 体制の強化等

- ① 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて危機管理連絡会議を開催して、情報の集約・共有・分析を行うとともに必要な対策を検討・実施する。
- ② 国の基本的対処方針及び県の対策が変更された場合は、その対処方針等を踏まえ、必要な対策を実施する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき、速やかに市対策本部を設置する。

(2)情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、または患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。
また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、関係機関等からの情報の内容も踏まえ、必要とする情報を把握し、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

国・県及び関係機関等との間でインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口等の充実・強化

状況の変化に応じた国のQ&Aの改訂版を活用し、相談窓口等の体制を充実・強化する。

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

国及び県が、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に行う次の要請に対して協力し、まん延防止対策を推進する。

- ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染予防対策を推進する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の干渉を要請する。
- ② 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有するものが集まる施設や、多数のものが居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

① 外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として、特措法45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

② 施設の使用制限の要請に係る周知

県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育園等に対する施設使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

③ 職場における感染対策の徹底の要請の周知

県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育園等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施

設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

特措法第28条に基づく特定接種と予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、国、県、市医師会、医療機関等と連携を図りながら進める。

ア 特定接種

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

パンデミックワクチンが供給され次第、国及び県と連携し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種会場は厚生センター、保健センター、学校などの公的な施設を活用し、又は医療機関に委託する等により確保するとともに、原則として市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

エ 情報提供

市民に対してワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な内容について情報提供を行う。

(5) 医療

県等からの要請に応じ各種対策等に適宜協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者への対応

国が事業者に対して要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策の取組みの開始について、事業者に周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請等の取組みに協力する。

ウ 要援護者対策

引き続き、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し、対象者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。

エ 遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努める。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期

状態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的	1) 県(市)内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により行われる新型インフルエンザ等緊急事態宣言のもと、積極的な感染対策等を行う。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に速やかに提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 体制の強化等

- ① 県内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて危機管理連絡会議を開催して、情報の集約・共有・分析を行うとともに必要な対策を検討・実施する。
- ② 国の基本的対処方針及び県の対策が変更された場合は、その対処方針等を踏まえ、必要な対策を実施する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。
また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、関係機関等からの情報の内容も踏まえ、必要とする情報を把握し、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

国・県及び関係機関等との間でインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口等の充実・強化

状況の変化に応じた国のQ&Aの改訂版を活用し、相談窓口等の体制を充実・強化する。

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

国及び県が、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に行う次の要請に対して協力し、まん延防止対策を推進する。

- ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染予防対策を推進する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の干渉を要請する。
- ② 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

- ① 外出自粛の要請に係る周知
県が、市の区域を対象として、特措法45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- ② 施設の使用制限の要請に係る周知
県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育園等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

③ 職場における感染対策の徹底の要請の周知

県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育園等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

特措法第28条に基づく特定接種と予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、国、県、市医師会、医療機関等と連携を図りながら進める。

ア 特定接種

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

パンデミックワクチンが供給され次第、国及び県と連携し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。接種会場については、厚生センター、保健センター、学校などの公的な施設を活用し、又は医療機関に委託する等により確保するとともに、原則として市内に居住するものを対象に集団的接種を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

エ 情報提供

基本的な考え方等を踏まえて、国が決定した接種の順位について、住民への周知を行う。

(5)医療

県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者への対応

国が事業者に対して要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策の取組みの開始について、事業者に周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請等の取組みに協力する。

ウ 要援護者対策

県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し、対象者の把握を進め支援に備える。

エ 遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努める。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

状態	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
目的	1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、国・県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 体制の強化等

- ① 新型インフルエンザ等が県内でまん延した場合には、市対策本部において、情報の集約・共有・分析を行うとともに必要な対策を検討する。
- ② 国の基本的対処方針及び県の対策が変更された場合は、市の対策とともに、全庁一体となった対策を推進する。

県内感染期

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

① 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき速やかに市対策本部設置する。

② 他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなかった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、

他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、関係機関等からの情報の内容も踏まえ、必要とする情報を把握し、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有等

国・県及び関係機関等との間で、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続する。

ウ 相談窓口等の継続

国の要請を受けて、相談窓口等の継続又は拡充を行い、国が示すQ&Aの改定版に基づき、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

国及び県が、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に行う次の要請に対して協力し、まん延防止対策を推進する。

- ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染予防対策を推進する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の干渉を要請する。
- ② 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

- ① 外出自粛の要請に係る周知

県が、市の区域を対象として、特措法45条第1項に基づき、市民に対

県内感染期

する外出自粛の要請を行う場合は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

② 施設の使用制限の要請に係る周知

県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育園等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

③ 職場における感染対策の徹底の要請の周知

県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育園等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携し迅速に周知徹底を図る。

緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。県は、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

引き続き、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

エ 情報提供

基本的な考え方等を踏まえて、国が決定した接種の順位について、住民への周知を行う。

(5)医療

ア 県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。

イ 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を講じる。

国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う^{*}臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

※保健所設置市及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者への対応

国が事業者に対して要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策の取組みの開始について、事業者にも周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

ウ 遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努める。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

市は生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、市行動計画に定めるところにより、適切な措置を講ずる。

③ 遺体の火葬・安置の特例等

国及び県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させる。

国及び県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。

④ 要援護者対策

国からの在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

6 小康期

状態	1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 2) 大流行は一旦終息している状況
目的	市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 措置の縮小・中止

国が公示する小康期の基本的対処方針に基づき、措置の縮小・中止を行う。

イ 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

ウ 対策の評価・見直し

必要に応じて、市対策連絡会議を開催し、これまでの各段階における対策に関する評価を行うとともに、国のガイドライン、指針等の見直しに合わせ、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市民、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

イ 情報共有

国及び県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達するとともに、現場での状況を把握する。

ウ 相談窓口等の縮小

国の要請を受けて、状況を見ながら相談窓口等の体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止対策を見直し、改善に努める。

(4) 予防接種

ア 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、食料品・生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売り惜しみの防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国及び県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

特定接種の対象となり得る業種・職務について (政府行動計画より)

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型、A-2:重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等になり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注２）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注３）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3: 民間の登録事業者と同様の職務

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務特定接種の対象となり得る職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務(秘書業務を含む。)	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む。)	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	区分1	—

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	
救急	区分1	消防庁
消火、救助等	区分2	
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1	海上保安庁
	区分2	
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線(部隊等)において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	
		内閣官房 各府省庁

区分3: 民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（政府行動計画より）

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1)実施体制

(1)－1 政府の体制強化

- ① 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）
- ② 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHO が情報発信を行う（※WHO は必要に応じグローバルアラートを行う。）鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、水際対策、在外邦人へ情報提供等の対策に関する措置について検討する。（内閣官房、厚生労働省、外務省、関係省庁）

(1)－2 国際間の連携

- ① 国は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省）

(2)サーベイランス・情報収集

(2)－1 情報収集

- ① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省）
 - ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
 - ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
 - ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
 - ・ 地方公共団体

(2)－2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ① 国は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（厚生労働省）

(3) 情報提供・共有

(3)－1 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した地方公共団体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省)

(3)－2 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて地方公共団体に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

(4) 予防・まん延防止

(4)－1 在外邦人への情報提供

① 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、海外での家さん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。(外務省、厚生労働省、文部科学省)

(4)－2 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)－2－1 水際対策

① 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHO が情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。

② 検疫所は、検疫法の対象となる鳥インフルエンザについては、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。(厚生労働省)

(4)－2－2 疫学調査、感染対策

① 国は、都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣し、地方公共団体と連携して、積極的疫学調査を実施する。(厚生労働省)

② 国は、都道府県等に対し、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施を要請する。(厚生労働省)

③ 国は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、自宅待機を依頼する。(厚生労働省)

④ 国は、国内発生情報について、国際保健規則(IHR)に基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)

(4)－2－3 家きん等への防疫対策

- ① 国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(関係省庁)
- ② 国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。(関係省庁)
 - ・ 都道府県との連携を密にし、防疫指針に則した都道府県の具体的な防疫措置(患者等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を支援する。(農林水産省)
 - ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)
 - ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。(警察庁)

(5)医療

(5)－1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 国は、都道府県等に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)
- ② 国は、都道府県等に対し、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)
- ③ 国は、都道府県等に対し、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)

(5)－2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- 国は、都道府県等に対し、以下について要請する。(厚生労働省)
- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、国に情報提供すること及び医療機関等に周知することを要請する。
 - ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。